

総行行第216号  
国土入企第30号  
令和元年10月21日

各都道府県総務部長 殿  
（市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い）  
各都道府県議会事務局長 殿  
各指定都市総務局長 殿  
（財政担当課、契約担当課扱い）  
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針  
の一部変更について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、令和元年10月18日に閣議決定により一部変更されたところです（別添の関係資料を参照。）。

この基本方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、国、特殊法人等及び地方公共団体の全ての公共工事の発注者が講ずべき措置その他の施策を明らかにしたものです。

基本方針に定める措置については、法第9条第3項の規定に基づき、地方公共団体の自主性に配慮して定められたものであり、地方公共団体の長は、法第10条の規定により、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされています。

つきましては、貴職におかれても、法及び基本方針の趣旨を十分御理解いただき、公共工事の品質確保の促進について、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。